

第三期中期目標新旧対比表

第三期中期目標（新）	第三期中期目標（旧）
<p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 （略）</p> <p>さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「既存住宅流通・リフォーム市場の活性化」や地方創生に向けた取組を推進することとされている。また、海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成30年法律第40号）第7条に規定する調査、研究等を行うこととされている。これらの政策の実現に向けた機構による取組や貢献も期待されているところである。</p> <p>このため、機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、国の政策実施機関としての機能の最大化を図ることを目標とする。</p> <p>3.（1）証券化支援事業</p> <p>⑨ 証券化支援事業を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。</p> <p>⑩ 海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律第7条に規定する業務について、同法第3条の規定に基づき国土交通大臣が定める海外社会資本事業への我が国事業</p>	<p>1. 政策体系における法人の位置付け及び役割 （略）</p> <p>さらに、「ニッポン一億総活躍プラン」（平成28年6月2日閣議決定）や「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」（平成28年6月2日閣議決定）においても、「既存住宅流通・リフォーム市場の活性化」や地方創生に向けた取組を推進することとされており、これらの政策の実現に向けた機構による取組や貢献も期待されているところである。</p> <p>このため、機構は、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）等の政府方針を踏まえ、業務運営の効率化を図りつつ、自主的かつ自律的な経営のもと、国の政策実施機関としての機能の最大化を図ることを目標とする。</p> <p>3.（1）証券化支援事業</p> <p>⑨ 証券化支援事業を通じて得た知見を活用し、国内外の機関との情報交換や支援に努めること。</p>

第三期中期目標（新）	第三期中期目標（旧）
<p>者の参入の促進を図るための基本的な方針に従い、関係府省、我が国事業者等と相互に連携を図りながら協力し、住宅融資の審査方法やリスク管理の提案、融資対象住宅の技術基準の提案等、外国政府の住宅金融制度の構築等を支援するためのコンサルティング業務等を行うこと。</p> <p>3.（3）住宅資金融通等事業</p>	<p>3.（3）住宅資金融通等事業</p> <p>⑩ 住宅資金融通等事業を通じて得た知見を活用し、国内外の機関の支援に努めること。</p>

独立行政法人住宅金融支援機構に係る政策体系図

(別紙)

主な政府方針

住生活基本計画(全国計画)
(平成28年3月18日閣議決定)

新たな住宅循環システムの構築や建替え・
リフォームによる安全で質の高い住宅への
更新等に対応した住宅ローンの供給支援 等

ニッポン一億総活躍プラン
(平成28年6月2日閣議決定)

既存住宅流通・リフォーム市場の
活性化、子育て世帯への支援 等

まち・ひと・しごと創生基本方針2016
(平成28年6月2日閣議決定)

地方創生に向けた取組の推進 等

独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針(平成22年12月7日閣議決定)、独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)

住宅金融支援機構が果たすべき役割

住生活基本計画等の政府方針に基づく政策の実現に向けて、社会経済情勢の変化に的確に対応するとともに、民間金融機関等との適切な役割分担に留意しつつ、住宅金融市場における先導的な取組の担い手としての役割を果たす

証券化支援事業

長期固定金利の住宅資金を全国あまねく
安定的に供給できるようにするとともに
良質な住宅ストックの形成に資するよう、
民間金融機関による長期固定金利住宅
ローンの安定的供給を支援

- フラット35(買取型)を的確に実施するとともに、フラット35(保証型)を伸長
- リフォームを含む住宅の質の確保・向上や既存住宅の流通の促進に配慮し、優良な住宅の取得促進を支援
- 地方公共団体等と相互に連携し、子育て支援等の取組を支援
- 海外における住宅金融に関する調査、研究及び情報の提供を実施

住宅融資保険等事業

保険引受という形でリスクを分
担することにより、民間金融機
関による住宅の建設等に必要
な資金の円滑な供給を支援

- 証券化支援事業等と連動して必要となる資金の供給を支援
- リバースモーゲージ型融資、買取再販事業者向け融資等の住宅政策上必要な資金の供給を支援

住宅資金融通等事業

住宅政策上重要でありながら、民間金融
機関だけでは対応が困難な分野への資
金の融通を補完

- 被災した住宅の再建、老朽化したマンションの建替え・改修の促進、密集市街地の解消等に関する融資を実施
- 地域の住まい・まちづくりへの支援に関する取組について、地方公共団体、NPO等との連携及び協力を強化するとともに、一層の周知活動を実施
- 団体信用生命保険業務、既往債権管理業務及び財形住宅融資業務についても的確に実施

○ 社会経済情勢の変化に対応した制度・運用の見直し等を行うことにより、住生活基本計画等に基づく施策の実現を推進

等